

知的障害者関係

●施設訓練等支援

①知的障害者更生施設

日常生活における自立と社会参加のための訓練を行う



②知的障害者授産施設（小規模通所授産施設を除く）

自立と社会経済活動への参加に向け、必要な訓練および職業の提供を行う

③知的障害者通勤寮

就労している障害者の独立・自活に必要な助言・指導を行う

④心身障害者福祉協会が設置する福祉施設

障害程度の著しい心身障害者を対象に、必要な保護および指導を行う

●居宅生活支援

①知的障害者居宅介護等事業

（ホームヘルプサービス）



居宅において介護、家事等生活全般にわたる援助を行う

②知的障害者デイサービス事業

通所により創作的活動、社会適応訓練等の便宜の提供を行う

③知的障害者短期入所事業（ショートステイ）

介護を行う者の疾病その他の理由により、知的障害者更生施設等に短期間入所し、適切な支援を行う

④知的障害者地域生活援助事業（グループホーム）

地域において共同生活を営む知的障害者に対し、日常生活上の援助を行う



障害児関係

●居宅生活支援

①児童居宅介護等事業（ホームヘルプサービス）

居宅において介護、家事等生活全般にわたる援助を行う

②児童デイサービス事業

通所により日常生活動作や集団生活への適応等に関する指導および訓練を行う

③児童短期入所事業（ショートステイ）

保護者の疾病その他の理由により、児童福祉施設等に短期間入所し、必要な支援を行う



Q

支援費の対象とならない日常生活用具や
手話通訳事業など
現在予算措置によって実施されている事業は
どうなりますか？

A

日常生活用具給付等事業や手話通訳事業などのように現行の措置制度以外の仕組みによって提供されるサービスは、引き続き現行制度により行われることとなります。

支援費制度施行までの主なスケジュール

平成14年度

- 第Ⅰ四半期 • 支援費制度に係る政省令が公布されます。
- 第Ⅱ四半期 • 事業者指定が開始され、事業者台帳が整備されます。
 また、事業者情報が市町村に提示されます。
- 第Ⅲ四半期 • 市町村による支給申請の受付が始まります。
 その後の審査を経て、支給決定がなされます。
- 第Ⅳ四半期 • 支援費基準、利用者負担が告示されます。

※上記のほか、支援費制度の円滑な施行に向けて、
国においては全国担当者会議を開催するとともに、
都道府県においては、市町村職員等への説明会が行われます。

平成15年度

- 4月から制度がスタートします。

